

**神戸市教育委員会会議規則及び  
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について（概要）**

1. 改正の理由

現在、教育委員会規則において公示が義務付けられている事項については、神戸市公報への登載又は掲示場への掲示により、行っています。

しかしながら、デジタル技術の進展その他情報発信手段の多様化を踏まえ、より実質的かつ効果的な発信手段によって市民への周知が図られるべきであるため、公示に係る規定を改正します。

2. 改正の概要

公報又は掲示による公示の義務付けを廃止し、インターネットの利用等により公表を行うことができるように改正します。

改正する教育委員会規則は下記の2件です。

改正する教育委員会規則	インターネットの利用等で公表することができる事項
神戸市教育委員会会議規則	会議開催の場所及び日時 of 公表
博物館の登録に関する規則	博物館の登録、変更登録、登録の取消し、登録の抹消した時の公表

3. 施行予定日

令和6年4月1日